

令和3年3月29日
土庄町告示第45号

土庄町公共交通事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、旅客収入が大幅に減少している公共交通事業者の事業継続を支援することで町民の交通手段を確保するため、予算の範囲内において土庄町公共交通事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 航路事業者 海上運送法（昭和26年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を行う者であって、町内に航路の起点、寄港地又は終点を有するものをいう。ただし、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく離島航路運営費等補助金の給付対象事業者を除く。
- (2) フェリー 海上運送法第2条第10項に規定する自動車航送を行う船舶をいう。
- (3) 旅客船 海上運送法第2条第4項に規定する13人以上の旅客定員を有する船舶をいう。ただし、前号に掲げる船舶を除く。
- (4) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者であって、町内に営業所（個人事業者にあつては、住所）を有するものをいう。ただし、福祉輸送事業限定事業者を除く。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する航路事業者又はタクシー事業者とする。

- (1) 令和2年1月から令和3年3月までの間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により事業の売上げが前年同月比で30%以上減少した月がある事業者
- (2) その他町長が必要と認める事業者

(交付額)

第4条 支援金の交付額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 航路事業者 令和3年3月の1月間において一般旅客定期航路事業の用に供した船舶(検査等の実施により使用した予備船舶を除く。)の数に次に定める額を乗じて得た額

ア フェリー 1隻当たり100万円

イ 旅客船(20トン以上) 1隻当たり50万円

ウ 旅客船(20トン未満) 1隻当たり20万円

(2) タクシー事業者 令和3年3月の1月間において一般乗用旅客自動車運送事業の用に供した車両(検査等の実施により使用した予備車両を除く。)の数に5万円を乗じて得た額

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、土庄町公共交通事業継続支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 事業の許可を受けたことを証する書類の写し

(2) 売上げ減少となった月の売上台帳等の売上げが減少したことが確認できる書類の写し

(3) 航路事業者にあつては、対象船舶の船舶検査証書の写し及び業務記録等の事業の用に供したことが確認できる書類の写し

(4) タクシー事業者にあつては、対象車両の管理台帳、自動車検査証の写し及び業務記録等の事業の用に供したことが確認できる書類の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(支援金の交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付の可否を決定した場合は、土庄町公共交通事業継続支援金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第7条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた申請者は、町長に支援金の交付を請求することができる。

2 町長は、前項の規定により請求を受けた場合は速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第8条 支援金の交付後、申請者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたと認められた場合、申請者は町長の請求に応じ、支援金の一部又は全部を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。